

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部を改正する件（報告）

第149回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部を改正する件（報告）

1. 現行制度

- 揚貨装置、クレーン、移動式クレーン（以下「揚貨装置等」という。）に係る運転免許試験（実技）の免除要件である「実技教習」については、「揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程（昭和47年労働省告示第99号）」により教習科目、教習時間が定められている。
- 「実技教習」の科目は「基本運転」、「応用運転」、「合図の基本作業」の3つで構成される。
基本運転（4時間）：1回の運転時間が30分以上60分以下のものを**1日1回**行うこと。
応用運転（4時間）：1回の運転時間が30分以上60分以下のものを**1日1回又は2回**行うこと。
合図の基本作業（1時間）：特に定めなし。



【揚貨装置】

2. 課題となっていた点

- 「基本運転」の教習回数が「1日1回」と限定されていることから、「応用運転」と合わせ少なくとも6日程度の教習期間を要する。
- 特に揚貨装置の実技教習実施機関については、全国に4機関のみであることから、教習を受けに来る者の負担になっている。

3. 課題の検証の結果

- 近年の揚貨装置等の操作性の向上を踏まえれば、「基本運転」を「1日1回」に限定する必要性は低く、「1日2回」までに上限を引き上げて問題はないと考えられる。なお、技能習得の程度は修了試験により担保される。

（参考）機械の運転操作の向上について

- 揚貨装置については、機械が船舶に取り付けられている等の事情から、昭和47年当時にはその動力として船舶の蒸気タービンから供給される蒸気を利用していたため、クラッチの接続・切断により荷揚げ、荷卸しを行う（巻き上げトルクを音等から判断して調整）等、その運転操作性は複雑であったが、現在の揚貨装置は電動、油圧により操作を行うもの（ボタンやレバーの操作のみで巻き上げ量が決まる。）がほとんどであり、運転操作性が向上し、簡素化されている（関係機関からのヒアリング）。
- クレーンについても、昭和47年当時と比較すると、現在では揺れを防止する自動制御の普及が進むなど操作性が大きく向上し、簡素化されている（関係機関からのヒアリング）。

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部を改正する件（報告）

4. 告示改正案

- 「基本運転」の実施回数を、応用運転と同様に「1日1回又は2回行うこと」とする。その他所要の改正を行う。
(具体的条文)

3 第一項の教習科目のうち、揚貨装置の基本運転及び揚貨装置の応用運転については、一回の運転時間が三十分以上六十分以下のものを一日一回又は二回行うものとする。

- 公布：令和4年9月末（予定）
- 施行：令和5年4月1日

5. 現行の条文

○揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程（抄）

(教習科目の範囲及び時間)

第一条 揚貨装置運転実技教習は、次の表の上欄に掲げる教習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について下欄に掲げる教習時間により行うものとする。

教習科目	範囲	教習時間
揚貨装置の基本運転	一 空運転で基本操作を行うこと。 二 質量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、定位置への卸し等を行うこと。	四時間
揚貨装置の応用運転	各種の荷姿の荷をつつて運転を行うこと。	四時間
揚貨装置の合図の基本作業	呼び出し、荷のつり上げ、荷の卸し、荷の水平移動等の合図を行うこと。	一時間

2 (略)

3 第一項の教習科目のうち、揚貨装置の基本運転については、一回の運転時間が三十分以上六十分以下のものを一日一回行なうこととし、揚貨装置の応用運転については一回の運転時間が三十分以上六十分以下のものを一日一回又は二回行なうこととする。

(修了試験)

第二条 揚貨装置運転実技教習においては、修了試験を行なうものとする。

(クレーン運転実技教習)

第四条 前三条の規定は、クレーン運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「クレーン」と、第一条の表揚貨装置の基本運転の項中「四時間」とあるのは、「四時間（床上運転式クレーンを用いて行う場合にあつては、二時間）」と読み替えるものとする。

(移動式クレーン運転実技教習)

第五条 第一条から第三条までの規定は、移動式クレーン運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「移動式クレーン」と読み替えるものとする。